

## 議案第54号

### 鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「食品等」を「食品」に改める。

第2条第2号中「）並びに」を「第20条において同じ。）並びに」に改め、同条第5号を削る。

第3章の章名中「食品等」を「食品」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「特定事業者」を「生産者（県内に事業所、事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）」に、「生産、製造、輸入、加工又は販売」を「生産」に、「食品等」を「食品」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 食品衛生法第6条、第10条、第12条、第13条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
  - (2) 食品衛生法第9条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合  
第20条第2項中「特定事業者」を「生産者」に、「生産、製造、輸入又は加工」を「生産」に、「食品等」を「食品」に改め、同条第3項を次のように改める。
- 3 生産者が自主回収に着手した食品について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかであるとき。
  - (2) 消費者が飲食の用に供しないことが明らかであるとき。
  - (3) 県外において生産をした食品であって、県内に流通していないことが明らかであるとき。
- 第20条第4項及び第21条第1項中「特定事業者」を「生産者」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県食の安心・安全推進条例（以下「旧条例」という。）第2条第5号に規定する特定事業者（同号イ及びウに掲げるものに限る。）が、この条例の施行の日前に着手した旧条例第20条第1項に規定する自主回収（同項各号のいずれかに該当する食品等（旧条例第2条第2号に規定するものをいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。（提案理由）

食品衛生法及び食品表示法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。